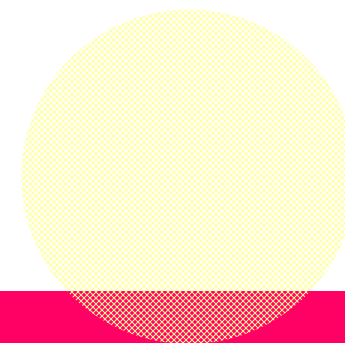




第1章
再生整備基本計画の策定にあたって



1. 策定の趣旨

◇現在、我が国は、グローバル化の急速な進展や本格的な人口減少、超高齢社会の到来など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えている。また過疎化や経済の低迷などにより、将来に対する不安が増大し、社会に対する閉塞感や人と人との信頼関係が希薄になってきていることも否めない状況である。本市においても人口減少や過疎化が顕著であり、基幹産業である第一次産業の減少や、担い手・後継者不足による地域経済の低迷と都市部との所得格差などが大きな問題となっている。

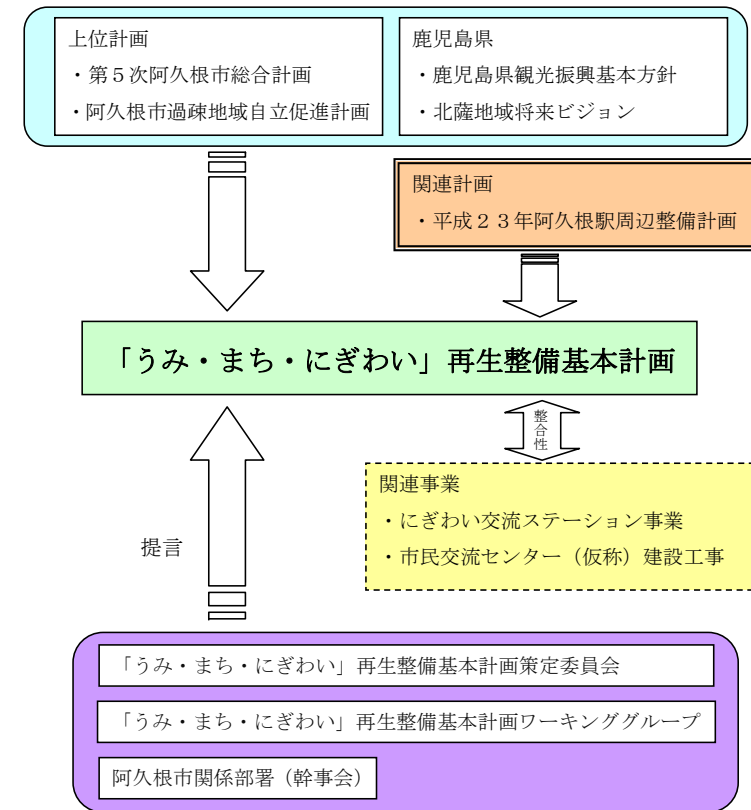
◇このような社会経済情勢や地域環境の変化に対し、本市は、豊かな自然環境や個性ある歴史・文化、多様な食材などに恵まれた資源を活かすとともに、地域内のさまざまな人材をつなぐネットワークを広げ、人を育て、地域力を高める取組を総合的に推進しているところである。

◇第5次阿久根市総合計画では、自然と人間、人と人の良好な関係をさらに深める「自然と人が共生するまち」をあるべき姿として掲げ、その実現のために、“「住んでいるまち」から「住んでよかったまち」そして、「住みたいまち」へ”を理念とするまちづくりを推進している。また、平成22年度を初年度とする阿久根市過疎地域自立促進計画を策定し、生活環境の向上や農商工連携、コミュニティの再生などが進められるなど、地域の課題解決を図るための施策が進められている。

◇さらに、本市の顔となる阿久根駅周辺地域においては、平成23年度に「阿久根駅周辺整備計画」を策定し、この計画を起点として地域の特性と地域住民を主体とした市街地の活性化への取組が先導して始められているところである。

◇こうした様々なまちづくりの取組をさらに充実させ、自らの地域の自然環境や景観、歴史・文化・観光・産業・健康・コミュニティの各分野から総合的に検討を行い、地域の魅力を再認識しながら、にぎわいのある持続可能で発展的な地域社会づくりの実現を実行するため、「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画を策定する。

◇なお、阿久根市における再生整備事業の実施は、一定の期間を要し、様々な関係機関との調整や連携が必要であることから、今後の社会経済情勢などの変化が生じる場合は、必要に応じて検証し、見直しを行うことにより、事業の円滑な推進を図るものとする。



(全体計画と再生整備基本計画の位置づけ)

2. 計画の性格と役割

◇本計画は、平成23年度に策定された「阿久根駅周辺整備計画」を関連事業として、阿久根市の観光、産業、健康、歴史・文化、景観、コミュニティの各分野から総合的に検討を行うことにより「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画を策定し、阿久根市の活性化に資するものである。

◇計画の役割として、本計画範囲である都市再生整備エリアにおいて、本市活性化のための計画を様々な関係者と連携して立案し、それぞれの地区や施設における今後の実施計画の策定作業に取り組むための再生整備方針を示した基本計画である。

◇本計画の策定に当たっては、市が設置する「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画策定委員及び本市の市民代表による「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画ワーキンググループの意見を基本計画に反映させ、その取りまとめにおいては、パブリックコメントを通して市民の意向の反映を図る。

3. 計画の範囲

◇本計画の対象となる整備エリアは、南北に、市民病院を含む新港水産加工団地から市民交流センター（仮称）計画区域まで、東西に、阿久根漁港、戸柱公園から国道3号線及び肥薩おれんじ鉄道沿線までを含んだエリアとする。

◇また、この中で目的を達成する上で特に重要なエリアは次のとおりである。

- 阿久根駅周辺エリア（駅前広場・駅東側用地及びシンボルロード含む）
- 阿久根漁港旧港エリア
- まちなか・市民交流センター（仮称）エリア（現 市民会館）



（「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画の対象区域）